

第4章 だれもが便利さを実感できるまち

4-1 住宅、宅地

基本的な
考え方

○町営住宅の適切な維持管理や宅地の分譲、空き家等の発生抑制や有効活用などを通じて、居住環境の向上や移住定住を促進します。

| 施策 | 現在の状況 |
|--------------------------------|--|
| (1)町営住宅の管理、改修を計画的に進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・町内には平成28年度（2016年度）末現在652戸の町営住宅・特定公共賃貸住宅があり、せたな町町営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の改善などを進めています。平成27年度（2015年度）には事業の進捗状況や社会情勢の変化、町営住宅の役割をふまえた需要を適格に把握するため、計画の見直しを行いました。 |
| (2)宅地の造成、分譲を進めます。 | <ul style="list-style-type: none">・川沿地区と夕陽が丘で宅地分譲を行っています。 |
| (3)空き家、空き地の適正管理を促進します。 | <ul style="list-style-type: none">・平成28年度（2016年度）から空き家バンク制度を開始し、町内にある空き家を登録してもらい、せたな町に移住したい、町内に一軒家が欲しいという方とのマッチングをお手伝いしています。・平成29年度（2017年度）から経年劣化等で倒壊や建築部材の飛散の恐れがある、特定空家[※]と認定された空き家等の解体工事助成を行っています。 |

※空家等対策特別措置法では、「特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう」とされています。



| | | 2017年の現状 | 2027年の目標 |
|----|---------------|----------|----------|
| 指標 | 町営住宅等管理戸数(戸) | 641 | 512 |
| | 空き家バンク登録戸数(戸) | 2 | 20 |

| 今後必要なこと | 取り組む内容 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい財政状況をふまえ、大量の更新需要に対し計画的で効率的な整備の実施、既存住宅の老朽化を予防する維持管理への転換など長寿命化を進める必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町営住宅等の建替、改修、除却 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地に対する需要をふまえて、それらに応じた造成、分譲を進めていくことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地の造成、分譲 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度（2015年度）に空家等対策特別措置法が施行され、空き家対策の推進が求められています。所有者不明等の空き家については特定空家となりうることもあり、対策を進めていくことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き地の有効利用 ・ 空き家バンク制度の推進 ・ 空き家等の除却促進 ・ 空き家を活用した移住、定住対策の取り組み |



4-2 上下水道、し尿処理

| | |
|---------|---|
| 基本的な考え方 | ○上下水道の施設を計画的に更新するとともに、浄化槽の設置や適切な維持管理を促進し、安全な水の供給と環境負荷の少ない排水処理に努めます。 |
|---------|---|

| 施策 | 現在の状況 |
|---|---|
| (1)水道施設の維持管理に努めるとともに、安定した事業運営に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道については、簡易水道事業により水道の供給を行っています。大成区においては、平成27年度（2015年度）に完成した水道施設から供給しています。 ・平成22年度（2010年度）に3区の水道料金を統一し、平成27年度（2015年度）には消費税の外税化を行いました。 |
| (2)下水道施設の維持管理に努めるとともに、安定した事業運営に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大成地区と瀬棚地区は特定環境保全公共下水道事業、北檜山区は公共下水道事業により下水道処理が行われています。 ・町内には、北檜山下水処理場、大成浄化センターがあります。処理場の老朽化にともない、改築更新工事を実施しています。 ・汚水管、雨水管の布設を進めており、水洗化率は平成28年度（2016年度）末現在80.3%です。 |
| (3)合併処理浄化槽の設置を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道計画区域外では合併処理浄化槽の設置を補助制度により進めています。 |
| (4)適切なし尿等の収集及び処理に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集運搬は、町が業務を委託し、適切に処理しています。 ・北檜山下水処理場では、平成24年度（2012年度）からし尿や浄化槽汚泥の処理を下水処理場で共同処理しています。 |



| | | 2017年の現状 | 2027年の目標 |
|----|-------------|----------|----------|
| 指標 | 水道施設更新化率(%) | 13.3 | 66.6 |
| | 下水道普及率(%) | 80.3 | 82.4 |

| 今後必要なこと | 取り組む内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 水道事業統合については統合計画等が延伸されていますが、統合に向けて取り組んでいくことが必要です。 水道事業の公営企業会計への移行が必要です。 老朽化した施設を計画的に更新（長寿命化）することが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 水源の確保 漏水、破裂の防止 老朽施設・老朽管の計画的な更新 漏水箇所の早期発見と改修 上水道施設の整備・更新 水道事業の公営企業会計への移行 水道事業統合の検討 |
| <ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進んでいる処理施設については、改築や更新を行うことが必要です。 未普及区域を解消することが必要です。 降雨によって浸水が想定される区域については、浸水被害の軽減等を図ることが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 計画区域内の公共下水道の整備 計画的な施設改築更新工事 水洗化率の向上 |
| <ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置とともに、適切な維持管理が行われるよう促進することが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置促進 浄化槽の適正な維持管理に向けた指導 |
| <ul style="list-style-type: none"> し尿収集量が減少するなか、し尿の収集運搬体制を維持していくことが必要です。 し尿や浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、促進していくことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> し尿の収集運搬体制の充実 し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実 |

4-3 道路、情報基盤

| | |
|---------|--|
| 基本的な考え方 | <p>○国道、道道の計画的な整備を要請するとともに、町道を適切に管理し、安全な道路環境の維持に努めます。</p> <p>○情報通信の利便性が高まるよう、情報通信環境の向上を促進します。</p> |
|---------|--|

| 施策 | 現在の状況 |
|---------------------------------|--|
| (1)地域高規格道路や国道の整備を要請します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町と長万部町を結ぶ地域高規格道路「渡島半島横断道路」は、計画延長L=60kmのうち、国縫道路L=14.9km、花石道路L=5.1kmが開通しています。 |
| (2)道道の整備を要請します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発道路北檜山大成線は、道道に引き継がれ、平成25年度（2013年度）に道道北檜山大成線として開通しました。 |
| (3)町道の維持管理と道路環境の向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁及び舗装、道路照明等については、地域の要望を反映しながら、年次計画により実施しています。 ・町道の除排雪については、業者に委託し実施しています。 ・北檜山区の市街地には、流雪溝、消流雪溝が設置されています。 |
| (4)情報基盤の整備を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内には、一部を除いて光ファイバー網が整備され、高速ブロードバンドサービス※¹を受けられるようになりました。 ・役場をはじめ、道の駅、福祉避難所などをフリースポット化※²しています。 |

※1：高速で大容量の情報が送受信できる通信網を利用できることです。

※2：フリースポットとは、無料で使える無線LANに接続できる空間のことで、無料の無線LANが利用できるようにすることです。



| | | 2017年の現状 | 2027年の目標 |
|----|------------------|----------|----------|
| 指標 | 橋梁長寿命化修繕数〔累計〕(橋) | 5 | 10 |
| | 道路照明建替数〔累計〕(基) | 15 | 27 |
| | 道路舗装修繕延長〔累計〕(km) | 0.9 | 5.8 |

| 今後必要なこと | 取り組む内容 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 渡島半島横断道路の未着手部分の早期整備完成に向けて引き続き関係機関へ要請します。 国道229号、230号の各種対策について引き続き整備要請が必要です。 現在整備中である瀬棚区的美谷トンネル整備についても早期完成に向けて引き続き関係機関へ要請します。 | <ul style="list-style-type: none"> 渡島半島横断道路の早期整備の要請（国道230号） 国道229号にかかる越波対策、歩道設置、狭隘トンネル拡幅の要請 |
| <ul style="list-style-type: none"> 北檜山区新成から大成区太田につながる道道北檜山大成線が開通したことで交通量が増加しており、狭隘部の対策をより一層関係機関へ要請します。 | <ul style="list-style-type: none"> 道道の適切な維持管理 道道北檜山大成線の整備の要請 北海道新幹線開通に向けた近隣町を結ぶ幹線道路の整備の要請 |
| <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり、安全、安心な道路網を確保するため、交付金を活用しながら、計画的に町道の整備、維持管理を進めることが必要です。 生活路線に配慮しながら、除雪を計画的に行い、住民の除雪の負担を軽減していくことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的な町道の整備 橋梁の補修 道路舗装の補修 道路照明灯の設置（更新） 町道等除排雪業務委託 流雪溝維持管理業務委託 |
| <ul style="list-style-type: none"> 情報通信基盤をより安定して利用できるよう、未加入者への加入を促進することが必要です。 公共施設等のフリースポット化が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 情報通信ネットワークの利用促進 公共施設等のフリースポット整備 |

4-4 公共交通、港湾

基本的な
考え方

○現在あるバス路線やフェリー航路の維持に努めるとともに、中長期的な視野で町内の公共交通網のあり方を考え、取り組みを進めます。

| 施策 | 現在の状況 |
|-----------------------------------|---|
| <p>(1)バス路線の維持に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・町内のバス路線は、せたな町～長万部町までの区間を運行する「瀬棚線」、せたな町大成区～江差町までの区間を運行する「檜山海岸線」、せたな町瀬棚区市街から瀬棚区須築を結ぶ国道229号の「瀬棚須築線」、せたな町北檜山区内の北檜山市街地～鶴泊団地までを運行する「太櫓線」、北檜山区～大成区までを運行する「久遠線」があります。 ・地域住民の移動手段を確保するため、函館バス等と連携し、生活路線・地域間交通の維持に努めています。 |
| <p>(2)地域公共交通網の充実に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度（2017年度）に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、地域公共交通に関する協議を進めています。 |
| <p>(3)フェリー航路の維持に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・町内には本町と奥尻島を結ぶフェリー航路があります。 ・平成22年度（2010年度）に奥尻航路活性化協議会を設立し、奥尻町・江差町との3町連携により観光プロモーション等を進め、利用者の増加を促進しています。 |
| <p>(4)瀬棚港の整備を要請します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・瀬棚港は、砂利・砂等の移出入など地域の産業を支える物流拠点としての重要な役割を担っています。また、漁火まつりの開催や、地域の公園として住民に親しまれています。 ・東外防波堤延伸やフェリー施設、上架施設等の維持補修を行っています。 |



| | | 2017年の現状 | 2027年の目標 |
|----|-----------------------|----------|----------|
| 指標 | バス路線「瀬棚線」乗車密度〔年平均〕(%) | 5.0 | 5.0 |
| | フェリー利用者数〔年間〕(人) | 21,790 | 23,000 |

| 今後必要なこと | 取り組む内容 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車の普及や人口減少によりバスの乗客数は減少傾向にあるなか、住民がより利用しやすいバス運行となるよう検討・協議を行うことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バス利用の促進 ・ バス路線の維持 ・ バス停（待合所）の維持管理 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通に関する住民アンケート等の結果をふまえ、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の公共交通機関のあり方の協議 ・ 本町の実情にあった交通網の整備 ・ 地域公共交通網形成計画に基づく実証運行 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥尻島と結ぶフェリー航路の利用状況を把握しながら、利用増加に向けた取り組みを3町が連携して進めることが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥尻島を結ぶフェリー航路の維持 ・ 観光プロモーションによる観光誘客 ・ 檜山地域の活性化 ・ 乗用車利用への一部助成 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 静穏域の創出や港湾機能の充実をめざし、計画的に整備が行われるよう要請します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬棚港の計画的な整備 |